

資料提供	令和7年3月13日
課名	健康危機管理課 (感染症・疾病管理センター)
担当者	片平
電話(直通)	082-513-3079
(内線)	3079

「感染性胃腸炎警報」の発令について

広島県感染症発生動向調査による令和7年第10週（3月3日から3月9日）の定点医療機関（小児科74施設）からの感染性胃腸炎の報告患者数が、東部保健所及び福山市保健所管内で、国立感染症研究所が示している警報開始基準値（定点当たり20）を上回りました。

感染性胃腸炎の流行は今後さらに拡大する可能性があるため、広島県の感染症発生動向調査 警報・注意報発令要領に基づき、本日（3月13日）、県内全域に「感染性胃腸炎警報」を発令します。（前回の警報発令期間は、平成30年12月27日から平成31年3月22日）

○ 県内の流行状況【令和7年第10週（3月3日～3月9日）】

保健所名	県保健所				広島市	呉市	福山市	県内計
	西部	西部東	東部	北部				
定点当たり患者数（人）	9.60	19.00	20.67	5.25	18.43	11.27	20.82	16.14
報告患者数（人）	96	114	186	21	424	124	229	1194
定点医療機関数	10	6	9	4	23	11	11	74

広島県感染症発生動向調査警報・注意報発令要領抜粋（感染性胃腸炎）

- 警報の発令・・・県内いずれかの保健所管内の定点当たり患者数が警報開始基準値（定点当たり20）以上となった場合、県内の発生状況等を総合的に勘案した上で発令する。
- 警報の解除・・・県内の全ての保健所管内で、定点当たり患者数が警報継続基準値（定点当たり12）未満となった場合、県内の発生状況等を総合的に勘案した上で解除する。

○ 感染性胃腸炎とは

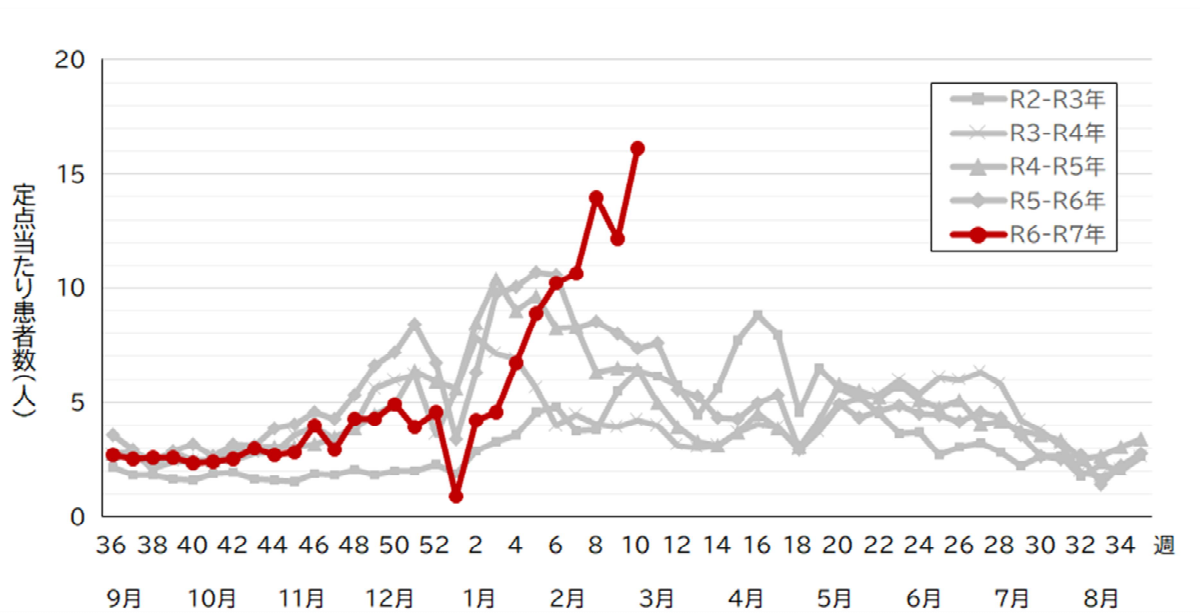
- ・冬季に流行のピークがみられる、ノロウイルス、ロタウイルス、サポウイルスなどによる感染症です。
- ・患者の便や吐物から人の手などを介して、人から人へ感染する場合や、二次汚染した食品から感染する場合などがあります。
- ・特に、ノロウイルスは、非常に感染力が強く、少量のウイルス（10～100個程度）でも感染するため、施設内等では感染が拡大し、多くの方が罹患する傾向があることから、健康被害を受けやすい高齢者施設、保育園や幼稚園などでは、次の点に注意していただき、感染の予防及び拡大防止の徹底をお願いします。

○ 予防のポイント

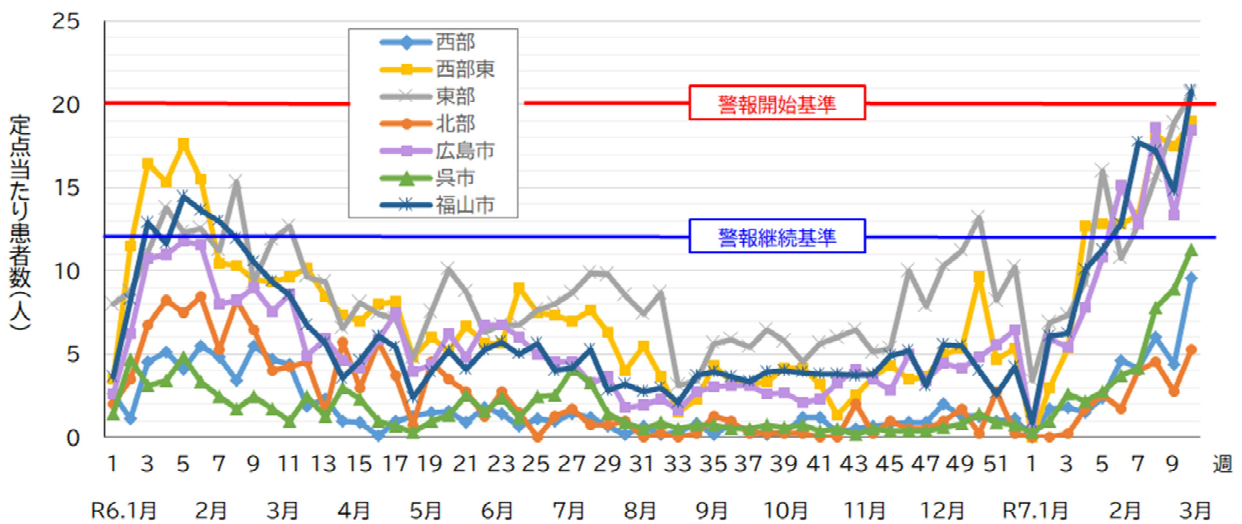
- ・感染予防の最も有効な対策は手洗いです。
トイレの使用後、調理の前、食事の前、下痢等の患者の汚物処理やオムツ交換等を行った後は、石けんで手指をしっかりと洗浄し、清潔なタオル又はペーパータオルで拭きましょう。
- ・患者の吐物や便には、大量のウイルスが含まれています。
これらのものを処理する場合は、汚物中のウイルスが飛び散らないように、使い捨てのガウン(エプロン)、マスクと手袋を着用し、ペーパータオル等で静かに拭き取りましょう。拭き取った後は、次亜塩素酸ナトリウム（塩素系の漂白剤、塩素濃度約200ppm）で浸すように床を拭き取り、その後水拭きをしましょう。（室内の適切な換気に気をつけてください。）
- ・オムツや拭き取りに使用したペーパータオル等は、ビニール袋に密閉して廃棄します。（この際、ビニール袋に廃棄物が十分に浸る量の次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度約1,000ppm）を入れることが望ましい。）
- ・食品は、中心部までしっかりと加熱しましょう。また、調理器具などの洗浄・消毒を厳守し、生鮮食品（野菜、果物など）は十分に洗浄しましょう。

○ 参考資料

広島県における定点医療機関当たりの報告患者数（過去5シーズン）



広島県における定点医療機関当たりの報告患者数（令和6～7年 保健所別）



詳しい情報は、次のホームページを御覧ください。

- 「感染性胃腸炎警報を発令しました」（広島県感染症・疾病管理センター）
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/icho-en-ryuukou.html>
- 「ノロウイルスによる感染性胃腸炎について」（広島県感染症・疾病管理センター）
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hcdc/hidsc-hokentaisaku-noro-virus.html>
- 「ノロウイルスに関するQ&A」（厚生労働省）
[ノロウイルスに関するQ&A | 厚生労働省](#)